

令和5年度 保育関係予算案の概要

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※))

(前年度予算額)

757億円+619億円(※) (955億円) 【旧厚生労働省予算】

2兆1,118億円+1,283億円(※) (1兆9,965億円) 【旧内閣府予算】

《保育関係予算案の主な内容》

1 保育士の負担軽減

○ 比較的規模の大きな保育所について、25:1の配置が実現可能となるよう、公定価格におけるチーム保育推進加算について、2人までの加配を可能とする拡充を行う。

○ 保育体制強化事業について、既存事業の保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置(月額10万円)に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助(月額4.5万円)する。

また、園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止のため、園外活動時の見守りを含む周辺業務を行う者(キッズガード)の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を追加する。

(*) このほか、令和4年度第二次補正予算に計上した「保育所等におけるICT化推進等事業」において、業務のICT化等を行うためのシステム導入による業務の効率化を更に推進する。

2 保育の受け皿整備

○ 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進する。

3 保育人材確保のための総合的な対策

○ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業について、人口減少地域における保育人材の確保に資するため、従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とする。

○ 修学資金貸付について、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域にも適用を拡大する。

○ 保育環境改善等事業について、ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助する。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

4 多様な保育の充実

- 定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を創設する。
- 家庭支援推進保育事業について、「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充する。
- 病児保育事業について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施する。

5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可保育所への移行に向けた支援を引き続き行うとともに、認可外保育施設指導監督基準の適合を促進するため、改修費等の支援を行う。さらに、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

6 子ども・子育て支援新制度の推進〈一部再掲〉

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

【主な拡充内容】

◇ チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）（※）について、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。
（※）これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数（12年以上）等に一定の要件あり。

◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。

（注）新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

7 認定こども園向け補助金の一元化〈一部再掲〉

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金(旧保育所等整備交付金) 【一部令和4年度第2次補正予算】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)
 ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費【令和4年度第2次補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

(2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和4年度第2次補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業
 ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(イ)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合 1施設当たり 利用(増加)定員60名以上の場合 55,770千円((7)60,840千円、(イ)63,882千円) 等

②1事業所当たり 22,308千円((7)32,448千円、(イ)35,490千円) ④1施設当たり 32,448千円((イ)35,490千円)

③1施設当たり 22,308千円((7)32,448千円、(イ)35,490千円) ⑤保育所で行う場合 22,308千円((7)32,448千円、(イ)35,490千円) 等

【補助割合】 ①~④ 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 国：1/2、市区町村：1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村等:1/3

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

《新規資格取得支援》

(1) 保育士資格取得支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2 (上限300千円)

代替職員経費 1人1日当たり 7千円

② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2 (上限150千円)

※支給対象期間: 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国: 1/2、都道府県・指定都市・中核市: 1/2

(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組(リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等)を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率(全国平均等)を上回った場合に、当該取組に要した費用の一部を補助する。

令和5年度においては、従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とする。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額265千円を補助

《拡充》従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「人口減少地域である過疎地や離島など(※)に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とし、前年度の就職割合と比較し、2%増加するごとに265千円を加算

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域など

【補助割合】 国: 1/2、都道府県: 1/2

(3) 保育士試験追加実施支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士を確保するため、地域限定保育士試験(※)を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

(※)「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成27年法律第56号)により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【補助基準額】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会(※)の実施に必要な費用

(※) 保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2

(4) 保育士・保育の現場の魅力発信事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、都道府県等において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ① 1自治体あたり：8,108千円

② 1自治体当たり：(労働条件等の保育士の相談窓口) 4,035千円
(新型コロナウイルス感染症の相談窓口等) 5,587千円

【補助割合】 ①国：1/2、都道府県・指定都市：1/2

②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(5) 保育士修学資金貸付等事業【拡充・一部令和4年度第2次補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

令和5年度においては、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大する。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【貸付額(上限)】 ①保育士修学資金貸付

ア 学費 50千円（月額）

イ 入学準備金 200千円（初回に限る）

ウ 就職準備金 200千円（最終回に限る）

エ 生活費加算 40～50千円程度（月額）

②保育補助者雇上支援 2,953千円（年額） 短時間勤務の場合 2,215千円（年額）

③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額（月額）

④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円

⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額

【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ⑤2年間

【返還免除】 ①卒業後、5年間の実務従事

≪拡充≫現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域に適用を拡大

②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合

③、④再就職後、2年間の実務従事

⑤2年間の勤務

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

《就業継続支援》

(1) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【運用改善】 保育対策総合支援事業費補助金

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援する。
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【対象事業】
- ①若手保育士への巡回支援
 - ②保育事業者への巡回支援
 - ③放課後児童クラブへの巡回支援
 - ④保育士の働き方改革への巡回支援
 - ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施
 - ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援
 - ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催

《運用改善》地域子育て支援や保護者支援など、保育所の地域支援力の向上のための園長経験者等による巡回支援や、関係機関及び専門家が地域子育て支援に係る情報共有や学び合いをするための協議会等の開催についても、事業対象として明示する。

※「①若手保育士への巡回支援」「⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催」

- 【補助基準額】
- ①～④、⑥：1自治体当たり それぞれ4,064千円
 - ⑤、⑦：1自治体当たり それぞれ1,629千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(2) 保育士宿舎借り上げ支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士用の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備する。

令和5年度においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和4年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（8年→7年）を行う。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

- 【対象者】 採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士
- ※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内
ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内
 - ※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用
- 《見直し》対象期間の段階的な見直し（8年→7年）を行う。

【補助基準額】 月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(3) 保育補助者雇上強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

- 【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 定員121人未満の施設：年額2,309千円 又は 年額3,079千円（保育士確保が困難な地域の場合）
定員121人以上の施設：年額4,618千円 又は 年額6,158千円（保育士確保が困難な地域の場合）
【保育補助者の要件】 保育所等での実習等を修了した者等
【補助割合】 国：3／4、都道府県：1／8、市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8
国：3／4、市区町村：1／4

(4) 保育体制強化事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

令和5年度においては、園外活動時等における園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加する。また、既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置（月額10万円）に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助（月額4.5万円）する。

- 【実施主体】 市区町村が認めた者
【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園
《拡充》園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加。
スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様。
【補助基準額】 1か所当たり月額100千円
※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円（勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加）
（保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件）
※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円
《拡充》
※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円（*）
*保育支援者と合わせて補助する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。
【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4
国：1／2、市区町村：1／4
【補助要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

(5) 保育所等におけるICT化推進等事業【拡充・令和4年度第2次補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

令和4年度第2次補正予算においては、業務のICT化等を行うためのシステム導入について、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直すとともに、児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

また、登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入【見直し】

1機能の場合・・・1施設当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合：70万円)

2機能の場合・・・1施設当たり 40万円(併せて端末購入等を行う場合：90万円)

3機能の場合・・・1施設当たり 60万円(併せて端末購入等を行う場合：100万円)

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

(2)認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円

(3)病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入

(7)1自治体当たり：8,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4)研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5)保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定

(6)児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円<拡充>

【補助割合】 (1)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(2)国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(3)(7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(4)国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(5)国：1/2、都道府県：1/2

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2

((1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体を対象。)

<拡充>登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

○ 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 から 国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5に嵩上げ

○ 地方自治体が運営する施設については、財政力指数に関わらず、全ての地方自治体(特別区を含む)が運営する施設を対象とし、国：3/5、自治体：2/5に嵩上げする。

○ 認可外保育施設は、1施設当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合：70万円)

国：3/5、都道府県・市区町村：1/5、事業者：1/5

(6) 保育人材等就職・交流支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。
- ② 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 1 市区町村当たり 11,702千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円 (加算額)

② 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,440円 (代替保育士等雇上費)

実習受入費 1人当たり 10,000円

調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ① 国：1/2、市区町村：1/2 ② 国：3/4、市区町村：1/4

《離職者の再就職支援》

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費 7,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円

※ マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円 (1名分) を加算

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費 473千円

離職した保育士等に対する再就職支援 6,217千円

保育士登録簿を活用した就職促進 3,470千円

マッチングシステム導入費 7,000千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

《保育士の質の向上と保育人材確保のための研修》

(こども家庭推進事業費補助金 37億円(36億円)の内数)

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県
【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業(訪問型)、一時預かり事業(居宅訪問型)又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

【実施主体】	都道府県、市区町村		
【補助基準額】	基本分単価	①看護師等の配置	1施設当たり 5,290千円
		(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)	
	加算分単価	②研修の受講支援	1施設当たり 300千円
		③補助者の配置	1施設当たり 2,230千円
		④医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり 2,230千円
		(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)	
		⑤ガイドラインの策定	1市区町村当たり 570千円
		⑥検討会の設置	1市区町村当たり 360千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げする。
 ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。
 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

(2) 広域的保育所等利用事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村		
【補助基準額】	・保育士雇上費	5,000千円	(加配数に応じて3,000千円を加算)
	・運転手雇上費	5,000千円	(加配数に応じて3,000千円を加算)
	・事業費(損害賠償保険含む)	10,202千円	(自宅送迎の場合 1,119千円)
	・バス購入費	15,000千円	・バス借上費 7,500千円
	・改修費	7,270千円	
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2		

(3) 家庭支援推進保育事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

令和5年度においては、「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 3,859千円
(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)
1か所当たり 7,718千円(保育士を配置する場合)

《拡充》1か所当たり 5,351千円(文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合)

※文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(4) 新たな待機児童対策提案型事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 1自治体当たり 上限10,000千円

【補助割合】 国：10/10

(5) 保育利用支援事業(入園予約制) (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

①代替保育利用支援

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育(一時預かり事業等)に係る利用料を支援。

②予約制導入に係る体制整備

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①子ども1人当たり 月額 20千円
②施設1か所当たり 年額2,406千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(6) 3歳児受入れ等連携支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 1か所当たり年額 4,549千円

② 1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助

② 土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(8) 民有地マッチング事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ① 1自治体当たり 6,000千円 ② 1自治体当たり 4,500千円 ③ 1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(9) 保育所等における要支援児童等対応推進事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 4,567千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村1/4

※都道府県が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/2

(10) 待機児童対策協議会推進事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1都道府県当たり 2,792千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(11) 保育環境改善等事業【拡充・一部令和4年度第2次補正予算】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

令和4年度第2次補正予算においては、「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」に基づき、送迎用バスの安全装置改修等への支援等を内容とする「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」を推進し、こどもの安心・安全を確保する。

令和5年度においては、ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】 1. 基本改善事業（改修等） ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

《拡充》③ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業
⑧感染症対策事業 ⑨保育環境向上等事業

【補助制限】 制限無し：1. ①、②、2. ①、②、⑤～⑦ 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：2. ③、④、⑧、⑨

【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円
《拡充》ノンコンタクトタイムスペース改修費の場合 1施設当たり 100千円
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨）1施設当たり 1,029千円
（④） 1施設当たり 500千円以内
（⑥、⑦） 1施設当たり 32,448千円

【補助割合】 2. ④の事業 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 2. ⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2
それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

保育環境改善等事業（安全対策事業）【新規・令和4年度第2次補正予算】※令和5年度末までの時限的措置

【事業内容】

① 送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な経費

② ICTを活用した子ども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費

【実施主体】

○保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業除く。以下同じ。）及び放課後児童クラブ（①に限る）を対象とする場合
>市町村又は市区町村が認めた者

○認可外保育施設を対象とする場合 >都道府県、市町村、都道府県が認めた者又は市町村が認めた者

○広域的保育所等利用事業を行う者を対象とする場合（①に限る） >市町村又は市区町村が認めた者

【補助基準額】 ① 市場価格を踏まえ設定

② 保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設 1施設当たり 200千円以内

【補助割合】 ① 定額（事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援）

② 国：3/5、都道府県・市区町村：1/5、事業者：1/5

(12) 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業（保育環境改善等事業）

【令和4年度第2次補正予算】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。

- 【実施主体】 都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者
- 【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設
- 【補助基準額】 1施設当たり
- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※ 19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |
- ※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数
- 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(13) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】（保育対策総合支援事業費補助金）

定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

【事業内容】

①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

- ①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】 ①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

②1か所あたり 742千円

【補助割合】 国：9/10 市町村：1/10

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修開催 1回当たり 354千円 ②巡回支援指導事業 指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村

【補助基準額】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 600千円

②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 535千円

③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 803千円

④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,217千円、仮設置費 3,853千円

【補助割合】 ①～③：国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

④：国：1/2、市区町村：1/2

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 職員の健康診断 1市区町村当たり 354千円

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 《要件1》改修費等 1か所当たり 32,448千円 移転費等 1か所当たり 5,070千円
《要件2》改修費等 1か所当たり 16,224千円 移転費 1か所当たり 1,217千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

【補助要件】

<要件1>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1/3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、

① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること、

（※） 職員配置、設備基準だけではなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。

② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

<要件2> ※ 本要件を適用する場合は、指導監督基準を満たすための改修が対象となる。

都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- （1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- （3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

(5) 保育士資格取得支援事業（保育対策総合支援事業費補助金） <一部再掲>

認可外保育施設で勤務する保育従事者が、保育士資格を取得するために要した養成校の受講料等及び保育士試験受験のための学習費の一部を補助することで、保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2（上限300千円） 代替職員経費 1人1日当たり 7千円
② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

※支給対象期間：保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

≪特例≫

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

➢要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

（1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨

（2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

（3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

(6) ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【新規】（こども家庭推進事業費補助金）

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

【実施主体】 民間事業者（公募により決定）

【補助割合】 定額

ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。

① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）

② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

《教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実》

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※))

(前年度予算額)

1兆9,028億円+1,283億円(※) (1兆8,119億円)

(1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

【主な拡充内容】

◇ チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）(※)について、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。

(※)これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。

(注) 新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

【実施主体】 市区町村

【負担割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	基本事業 3,078千円 加算事業 夜間開所 1,408千円、休日開所 758千円、出張相談支援 1,082千円、機能強化取組 1,877千円、 多言語対応 805千円、特別支援対応 751千円
【補助割合】	国：2／3、都道府県：1／6、市区町村：1／6

②病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

令和5年度においては、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	(病児対応型1か所当たり年額) 基本分単価 7,031千円 加算分単価 1,000千円 ~ 38,000千円(※) ※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。 ※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議 送迎対応看護師雇上費 5,400千円 送迎経費 3,634千円 当日キャンセル対応加算 247千円~1,005千円
【補助割合】	国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円

②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長 300,000円、1時間延長 1,667,000円、2～3時間延長 2,640,000円

4～5時間延長 5,510,000円、6時間以上延長 6,485,000円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,751千円 ～ 48,279千円

※ 延べ利用児童数が年間20,100人を超える場合は別途協議

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

《企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援》

(令和5年度予算案)

(前年度予算額)

2,090億円 (1,846億円)

※旧内閣府予算

(1) 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【主な拡充内容】

◇ 医療的ケア児保育加算の創設

医療的ケア児を受け入れる企業主導型保育施設に対して看護師等の配置を支援するための加算を創設

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額(10/10相当)

(2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額(10/10相当)

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月閣議決定)に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金<一部再掲>

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」に基づき、認定こども園に対する施設整備費に係る事務の輻輳や縦割りの問題を改善する観点から、保育所等整備交付金(厚生労働省)及び認定こども園施設整備交付金等(文部科学省)の一元化を行うとともに、補助額の算定方法の見直しを行う。

また、沖縄振興特別措置法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び山村振興法による補助率の嵩上げについて幼稚園部分も適用するほか、防音壁に対する補助を幼稚園部分も対象にすることや、耐震化診断に必要な費用について保育所部分も対象にするなど施設類型における格差を是正する。

※円滑な移行のため、経過措置も設ける。

- 【対象事業】 ・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)
 ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業
- 【実施主体】 市区町村
- 【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)
- 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
 ※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
- 【経過措置】 当該交付金への計画的な移行を行うため、令和6年度まで、①「私立幼稚園施設整備費補助金」及び②「幼稚園耐震化整備」のスキームによる補助を可能とする。
 ○実施主体 ①事業者(学校設置者) ②都道府県
 ○補助割合 ①国1/3、事業者2/3 ②国1/2、事業者1/2